

令和 7 年度

音稻府岬灯台改良改修工事 仕様書

第一管区海上保安本部

第一章 工事概要

1. 工事名称 音稻府岬灯台改良改修工事
2. 施工場所 北海道紋別郡雄武町（音稻府岬）
3. 工事期間 契約の日から令和8年 3月27日まで
4. 工事概要
- | | |
|---------|----|
| 灯塔改修 | 一式 |
| 敷地・構内整備 | 一式 |
5. 管理事務所 部署名 紋別海上保安部 交通課
所在地 〒094-0011 北海道紋別市港町5丁目3-10
電話 0158-27-5250
6. 発注元 第一管区海上保安本部 交通部整備課
所在地 〒047-8560 北海道小樽市港町5-2
電話 0134-27-0118 (内2651)

第二章 一般共通事項

1. 適用範囲
工事実施に際しては、設計図書に従い施工する。
2. 設計図書
設計図書とは、図面及び仕様書（現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む）をいう。
3. 監督職員
監督職員とは、工事請負契約書に規定する監督職員をいう。
4. 疑義に対する協議
設計図書に明記のない場合又は疑いを生じた場合は、監督職員と協議する。
5. 現場の納まりなど
現場の納まり、取り合いなどの関係で、設計図書によることが困難又は不都合な場合は、監督職員と協議する。
6. 諸届
(1) 港則法適用海域において海上工事を施工する場合、「工事許可申請書」を管轄する海上保安部署へ提出し許可を受ける。
(2) 港則法適用海域外において海上工事を施工する場合、「工事のお知らせ」を管轄する海上保安部署へ提出する。
(3) 本業務において、交通船を使用する場合は、海上運送法の適用がなされた船舶、または、「自己の用に供する運送」として海上運送法の適用を要しない船舶とする。
(4) この他に工事の施工に必要な官公署その他の関係機関への手続は速やかに実施する。
7. 現場代理人及び主任技術者
(1) 現場代理人及び主任技術者とは、工事請負契約書に規定する現場代理人及び主任技術者をいう。
(2) 現場代理人及び主任技術者の経歴書を監督職員に提出する。
8. 工事現場の安全衛生管理
(1) 工事現場の安全衛生に関する管理は、現場代理人が責任者となり、関係法令等に従いこれを行う。
(2) 工事現場においては、常に整理整頓を行い、特に危険箇所の点検を行うなど、事故の防止に努める。
9. 災害及び公害の防止
(1) 工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、関係法令に従い適切に処置するとともに、特に下記の事項を守らなければならない。
 - (a) 第三者に災害を及ぼしてはならない。
 - (b) 公害の防止に努める。
 - (c) 善良な管理者の注意をもってしても、なお災害又は公害の発生のおそれがある場合の処置については、監督職員と協議する。
 - (d) 気象、海上気象の変化に注意し、事故の防止に努める。
 - (e) 機械器具等の取り扱いに注意し、事故の防止に努める。
(2) 第三者に対して損害を与えた場合は、請負者は適正な補償をしなければならない。
(3) 安全対策
第一管区海上保安本部が運用している海の緊急情報の配信サービス等を活用し、津波、気象及び海上の各警報等について、迅速な情報入手に努める。
(ホームページアドレス) <https://www7.kaiho.mlit.go.jp/micsmail/reg/touroku.html>
10. 臨機の処置
災害又は公害が発生した場合及び発生するおそれのある場合は、速やかに適切な処置をとり、直ちにその経緯を監督職員に報告する。



11. 養 生
従来部分、施工済み部分、未使用材料などで、汚染又は損傷のおそれのあるものは、適切な方法で養生及び保護を行う。
また、各種機器及び既存部分に機能停止等の支障を与えないように十分な養生及び保護を行う。
12. 工 程 表
着工に先立ち、実施工程表を作成し、監督職員の承諾を受ける。
13. 施 工 計 画 書
着工に先立ち、監督職員から施工計画書の作成を求められた場合、速やかに作成し、監督職員の承諾を受ける。
14. 施工図、現寸図、見本その他
施工図、現寸図、見本などは、必要に応じて速やかに提出し、監督職員の承諾を受ける。
15. 職 方 へ の 指 示
「12. 13. 14.」により作成した図書などは、関係する職方に周知徹底させる。
16. 材 料
 - (1) 材料は、新品とし、「18.」により合格したもの又は、承諾を受けたものとする。
 - (2) 材料の品質が明示されていない場合は、均衡を得た品質のものとする。
 - (3) 設計図書による「JIS（日本産業規格）の規格品」と指示された材料は、JIS マークの表示のあるもの又は JIS の規格証明書の添付されたものとする。
 - (4) 調合を要する材料は、調合表を監督職員に提出して、承諾を受ける。
17. 材料搬入の報告
材料の搬入ごとに、その材料が設計図書に定められた条件に適合することを確認し、必要に応じ、証明となる資料を添えて、監督職員に「27.」の工事報告で報告する。
ただし、軽易な材料については、監督職員の承諾を受けて、報告を省略することができる。
18. 材 料 の 檢 査
 - (1) 材料は、種別ごとに監督職員の検査を受ける。ただし、軽易な材料については、監督職員の承諾を受けて省略することができる。
 - (2) 合格した材料と同じ種類の材料は、監督職員が特に指示する材料を除き、以後の使用を承諾されたものとする。
19. 材料検査に伴う試験
 - (1) 試験は、下記の場合に行う。
 - (a) 設計図書に定められた場合。
 - (b) 試験によらなければ、設計図書に定められた条件に適合することが証明できない場合。
 - (2) 供試体は、監督職員の承諾を受けて、作製する。
 - (3) 試験は、公的試験所、他の試験所、工事現場など適切な場所で行うものとし、その決定にあたっては、監督職員の承諾を受ける。なお、公的試験所で行う場合を除き、原則として監督職員の立ち会いを受ける。
 - (4) 試験が完了したときは、その試験成績書を速やかに監督職員に提出する。
20. 施 工
施工は、設計図書及び「12. 13. 14.」による監督職員の承諾を受けた工程表、施工計画書、施工図、現寸図などに従って行う。
21. 技 能 士
技能士は、職業能力開発促進法による一級技能士の資格を有し、合格証明書等を監督職員に提出して、承諾を受けた者とする。
ただし、作業の一部が軽易な場合は、監督職員の承諾を受けて、省略することができる。
22. 施 工 の 檢 査
監督職員の検査は、下記の場合に行う。ただし、これによることが困難な場合は、別に指示する。
 - (1) 設計図書に定められた場合。
 - (2) 監督職員の指定した工程に達した場合。
23. 施工の立ち会い
監督職員の立ち会いは、下記の場合に行う。

- (1) 設計図書に定められた場合。
- (2) 監督職員が特に指示する場合。
- (3) 監督職員等の工事発注者側が現場立会いに交通船が必要な場合は、前項6. (3) に該当する船舶を使用する

24. 施工検査に伴う試験

- (1) 試験は、下記の場合に行う。
 - (a) 設計図書に定められた場合。
 - (b) 試験によらなければ、設計図書に定められた条件に適合することが証明できない場合。
- (2) 供試体の作製及び試験所等は、「19.」による。

25. 他工事との出合

他の請負者によって施工される工事との出合となる場合、監督職員の指示に従い関係請負間において十分協議を行い、相互に円滑な工事の実施に努めなければならない。

26. あと片付け

工事完成に際しては、建築物などの内外のあと片付け及び清掃を行う。

27. 工事報告

工事の進捗、材料の搬入、搬出、作業員の作業、気象状況等を記載した報告書を原則として毎週作成し、監督職員に提出する。

28. 工事写真

- (1) 工事工程写真及び完成写真の撮影及び写真の整理方法等詳細は「工事写真の撮り方」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）による。
- (2) 工事写真の撮影用具としては、35mm フィルムを使用するカメラ、APS カメラ、デジタルカメラの何れかとする。なお、使用するカメラ仕様は「工事写真の撮り方」による。
- (3) 工事工程写真及び完成写真は、原則として、各1部ずつ監督職員に提出する。

29. 完成写真

正面・側面等2～3方向から撮影し、各方向ともキャビネ判にて、正面については3部、その他については各1部、監督職員に提出する。

30. 竣工検査

- (1) 現場代理人は検査に立ち会い、検査又は試験の結果、当該目的物が完成されていない場合は、検査職員の指示に従い、請負人の負担において適切な措置を講じなければならない。
- (2) 検査職員等の工事発注者側が現場検査に交通船等が必要な場合は、6. (2) の届出をしている船舶とする。

31. 官給品等

- (1) 本工事において、官給品がある場合は、現場代理人または主任技術者は次の処置をとる。
 - (a) 官給品の引渡を受ける際には、現場に立会い、「官給品受領書」を2部提出する。
 - (b) 官給品の保管場所・保管方法ならびに使用状況について指示を受けたときは、必要な処置をとる。
 - (c) 官給品の使用が終了した時は、「官給品精算書」を2部提出して確認を受け、引渡を行う。
- (2) 本工事において、撤去品が発生した場合、現場代理人または主任技術者は次の処置をとる。
 - (a) 撤去品の保管場所・保管方法ならびに使用状況について指示を受けたときは、必要な処置をとる。
 - (b) 監督職員の指示する場所に運搬し「撤去品発生通知書」を2部提出する。

32. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置については、第一管区海上保安本部入札・見積者心得を遵守すること。

第三章 工事仕様

図面及び仕様書に記載のない事項は、「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）」及び「建築物解体工事共通仕様書・同解説」によるものとする。

I 灯塔改修の部

1節 仮設工事

1. 足場その他

足場、桟橋、仮囲い等は、労働安全衛生法、建築基準法、建築工事公衆災害対策要綱その他関係法令に従い、適切な材料及び構造とする。

2. 養生シート

工事期間中は、足場周囲を養生シート等で囲う。

3. 工事用電源

工事期間中の工事用の電源は、供給用の発電機（外置防音型）での対応を基本とする。

4. 清掃後片付け

工事中及び完成後は、施設内外の清掃を行う。

5. 機器仮設

内部改修工事期間中は、設置機器、配線及び電線管等の仮移設や養生を行い、終了後原状に復す。

2節 撤去工事

1. 外壁モザイクタイル・モルタル撤去

外壁モザイクタイル撤去は下地モルタルを含め撤去するものとし、コンクリート躯体に構造的な損傷を与えないよう留意のうえ施工する。

2. 基礎部人造石洗い出し・階段仕上げモルタル撤去

外壁人造石洗い出し撤去は下地モルタルを含め撤去するものとし、コンクリート躯体に構造的な損傷を与えないよう留意のうえ施工する。

3. 屋根・踊場防水モルタル撤去

撤去の際はコンクリート部に損傷を与えないよう留意のうえ施工する。

4. 建設廃材等の処理

本工事で発生する建設廃材等は、廃棄物処理法等の関係法令に従い適切に運搬及び処分を行う。

5. 工事開始前の石綿含有分析調査

本工事対象となる部材について、大気汚染防止法等の関係法令に従い、石綿が含まれているかを事前に調査し、調査結果の記録を3年間保存すること。

調査結果の写しを現場に備え付け、概要を見やすい箇所に掲示するとともに、結果を報告・提出すること。

3節 防水改修工事

1. 防水下地樹脂モルタル塗り

防水下地樹脂モルタル塗りの使用材料、工法はカタログ等を提出して監督職員の承諾を受ける。

2. 塗膜防水

仕様はX-2（防滑仕上げ）相当とし、使用材料、工法はカタログ等を提出して監督職員の承諾を受ける。

下地処理に当たっては、ケレン・清掃・ひび割れ補修を行い、ディスクサンダー研磨・ポリマーセメントペースト等で平滑に仕上げる。

3. シーリング

シーリング施工は、被着体の組み合わせによる。施工に先立ち、カタログ等を提出して監督職員の承諾を受ける。

外部に面するシーリング材は、施工に先立ち、公共建築工事標準仕様書9.7.5による接着性試験を行う。

ただし、同じ材料の組み合わせで実施した試験成績書等がある場合は、監督職員の承諾を受けて、試験を省略することが出来る。

4. 既設簡易灯ろうハリ板部シーリング打ち替え

既設ハリ板部の内外ガラスシーリングの打ち替えを行う。

シーリング施工はシリコーン系SR-1を標準とし、施工に先立ち、カタログ等を提出して監督職員の承諾を受ける。

4節 外壁改修工事

1. モルタル塗り

モルタル塗り・樹脂モルタル塗りの各塗り厚は図示のとおりとし、使用材料、工法はカタログ等を提出して監督職員の承諾を受ける。

樹脂モルタルの塗り厚さは基本的に、壁15mm、軒天部10mmとする。

図面等に厚さ指定のないものは15mmとする。

樹脂モルタルは、エポキシ樹脂系を標準とする。

コンクリート欠損箇所補修については既設鉄筋の防錆処理を行い、樹脂モルタル（厚塗用）により補修する。

5節 内部改修工事

1. 内部改修

管制器室及び灯塔、灯室の内壁・天井部分の既設塗装の剥離を行う。

天井・内壁の塗装撤去は基本RB種とするが、スクレーパー処理後、サンダー掛けにて出来る限り塗装を撤去する。

2. クラック補修

内壁・天井部分のひび割れ部の補修を行う。

改修の工法については基本Uカットシール工法にて行う。

使用材料・工法については公共建築改修工事標準仕様書4.1.1に準じて行い、カタログ等を提出して監督職員の承諾を受ける。

6節 塗装改修工事

1. 防水型複層塗材E塗り＋トップ(水性フッ素系)

外壁の防水型複層塗材E塗りを行う。

使用材料、工法はカタログ等を提出して監督職員の承諾を受ける。

塗色は次のとおりとし、色見本帳（マンセル値）、カタログ等提出して監督職員の承諾を受ける。

白色：N 9. 5

赤色：7. 5 R 4/1 4

2. 鉄鋼面耐候性塗料塗り (DP)

簡易灯ろう塗装面の下地調整は、鉄鋼面RA種とし、鏽止め塗料は、亜鉛めっき鋼面B種、鉄鋼面耐候性塗料塗り(DP)はA種とする。

塗色は次のとおりとし、色見本帳（マンセル値）、カタログ等を提出して監督職員の承諾を受ける。

外部—白色：N 9. 5

内部—青白灰色系：N—6. 5

7節 建具改修工事

1. 灯室扉改修

材質はステンレス製(SUS-304)により製作し、酸洗い程度とする。

製作に先立ち、現地寸法を計測のうえ、製作・施工方法を考慮した製作図及び施工図を提出して監督職員の承諾を受ける。

周辺部モルタル・コンクリートの撤去時は先立ってカッター入れを行い、他の部分に損傷を与えないよう留意し、施工するものとする。

現場取付は、既設アンカ一部を切断のうえ撤去し、残存アンカー又は溶接アンカーにてアンカー溶接を行う。

建具周辺は防水モルタル充てんとする。

8節 金物工事

1. 管制器室・灯室換気孔新替

管制器室の換気孔は二次製品とし、形状等は設計図のとおりとする。

灯室の換気孔の材質はステンレス製(SUS304)とし、形状等は設計図のとおりとする。

製作・取付に先立ち、現地寸法を計測のうえ、製作・施工方法を考慮した製作図及び施工図を提出して監督職員の承諾を受ける。

周辺部モルタル・コンクリートの撤去時は先立ってカッター入れ又はコア抜きを行い、鉄筋等他の部分に損傷を与えないよう留意し、施工するものとする。

周辺は無収縮モルタル詰めとする。

2. 管制器室床排水孔改修

設計図に示す管制器室床排水孔の改修に適用する。

使用する塩ビパイプは硬質塩化ビニル管(VP)とし、掃除口も同材とする。

目皿はステンレス製の汎用品とし、既設寸法に合わせる。

周辺部モルタル・コンクリートの撤去時は先立ってカッター入れ又はコア抜きを行い、鉄筋等他の部分に損傷を与えないよう留意し、施工するものとする。

周辺は無収縮モルタル詰めとする。

II 構内・敷地整備の部

1節 構内整備

1. コンクリート舗床改修

既設コンクリート舗床の表面部より厚50~75mm程度撤去し、新規コンクリート打ちを既設レベルまで行う。

コンクリートは18N-8-25を標準とする。

目地はエラスタイト目地を標準とし、打ち替えコンクリート高さに合わせる。

2. 囲障改修（構内）

既設中間柱の撤去はコンクリート舗床撤去レベルと同等とする。

隅柱部モルタル撤去の際はコンクリート部に損傷を与えないよう留意のうえ施工する。

樹脂モルタルの塗り厚さは基本的に15mmとする。

隅柱部の既設白ガス管は埋込部-50mm程度まで撤去し、撤去あとは砂利等埋込のうえ樹脂モルタル塗りとする。

3. 門柱改修

既設鉄平石撤去は下地モルタルを含め撤去し、コンクリート部に損傷を与えないよう留意のうえ施工する。

樹脂モルタルの塗り厚さは基本的に15mmとする。

存置する記念額は樹脂モルタル仕上げレベルに合わせる。

4. 廃材等の処理

発生する廃材等は、廃棄物処理法等の関係法令に従い適切に運搬及び処分を行う。

2節 敷地整備

1. 敷地整備

既設囲障内の敷地部分の除草、整地を行う。

砂利敷きはB種とし、厚60mmを標準とする。

2. 真砂土舗床

既設防草シートを撤去し、ダスト舗床面の整正を行う。

真砂土舗床は厚40mmを標準とする。

使用材料・工法については、カタログ等を提出して監督職員の承諾を受ける。

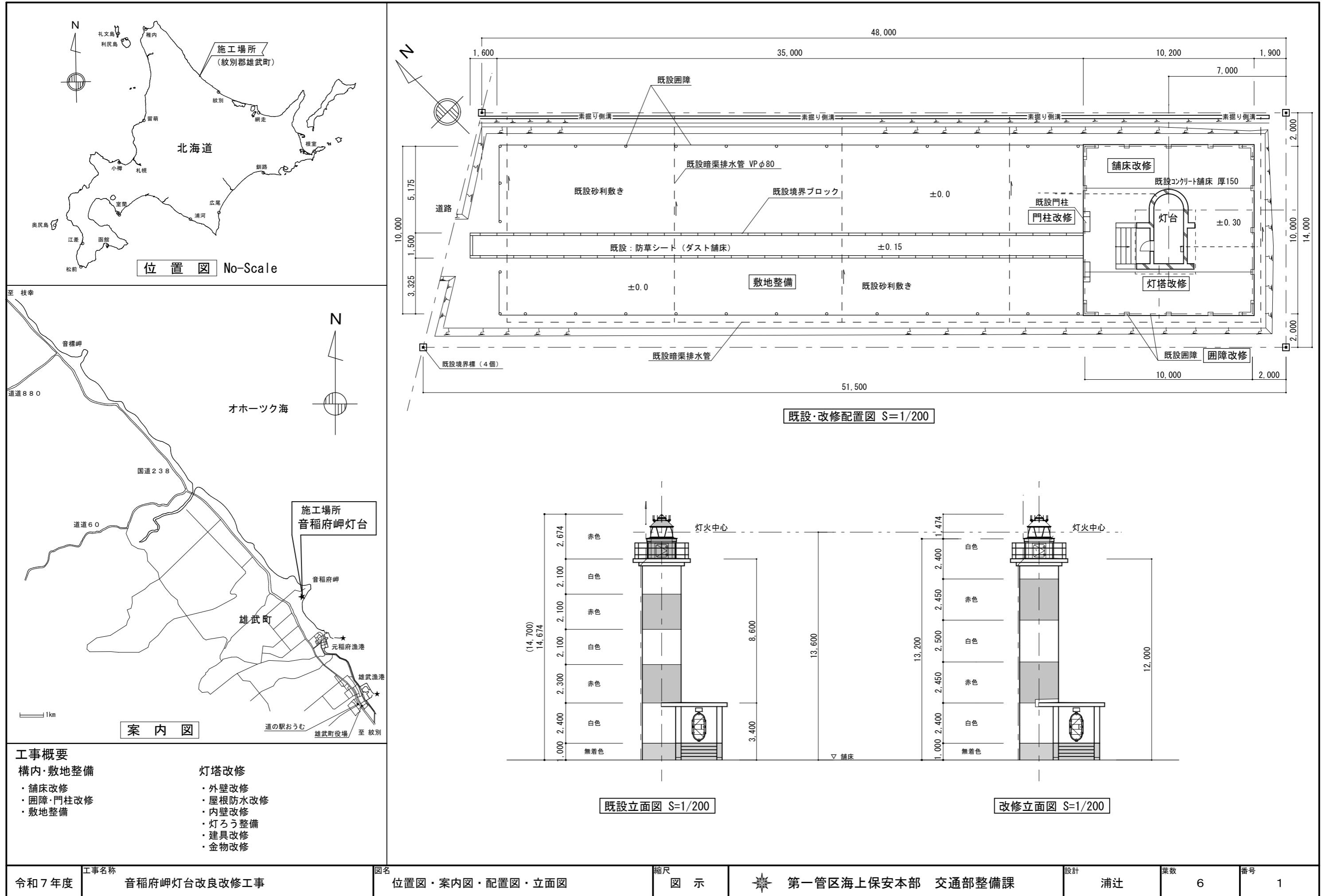
3. 囲障改修（敷地内）

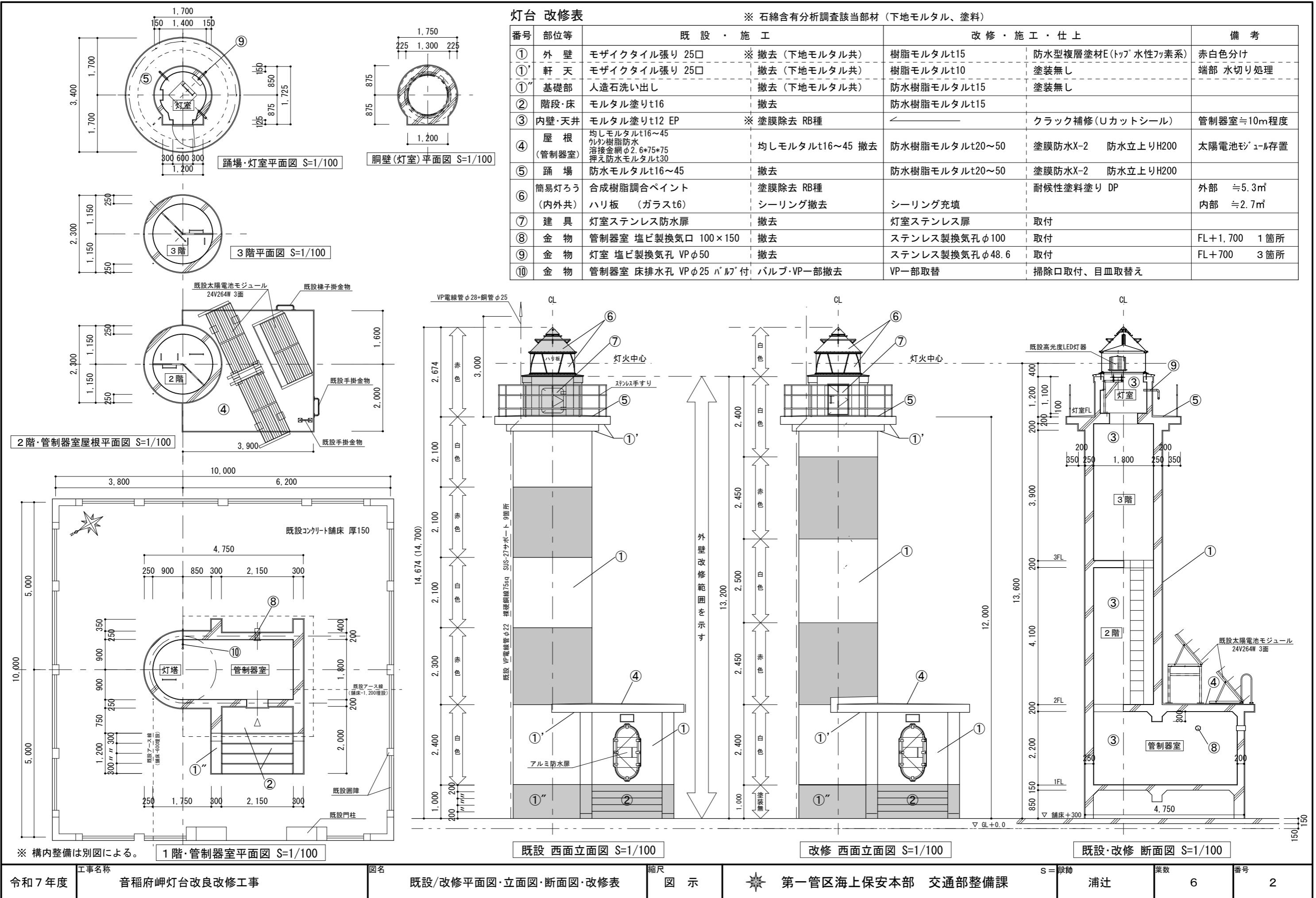
設計図に示す囲障の改修に適用する。

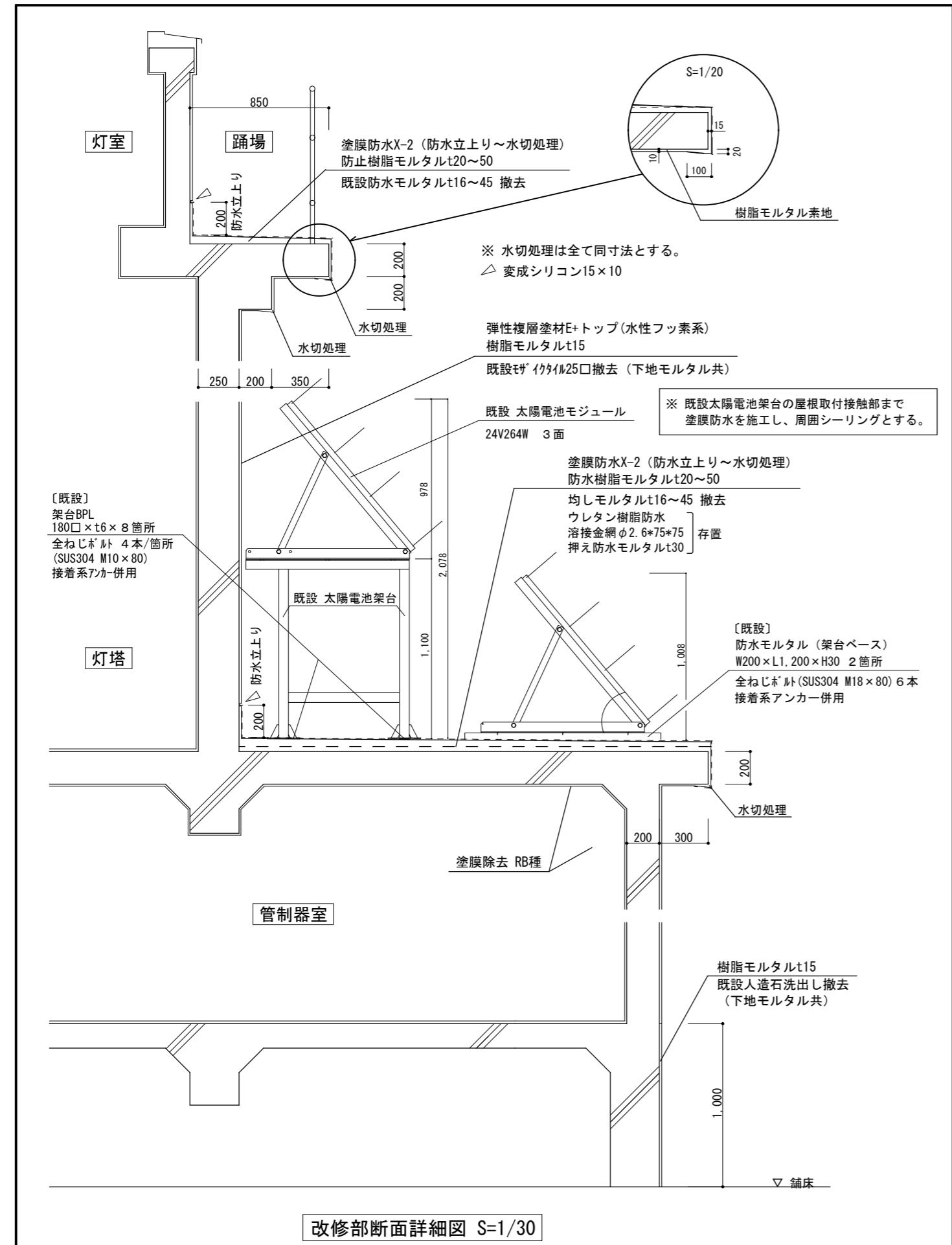
曲損している白ガス管を撤去する。

4. 廃材等の処理

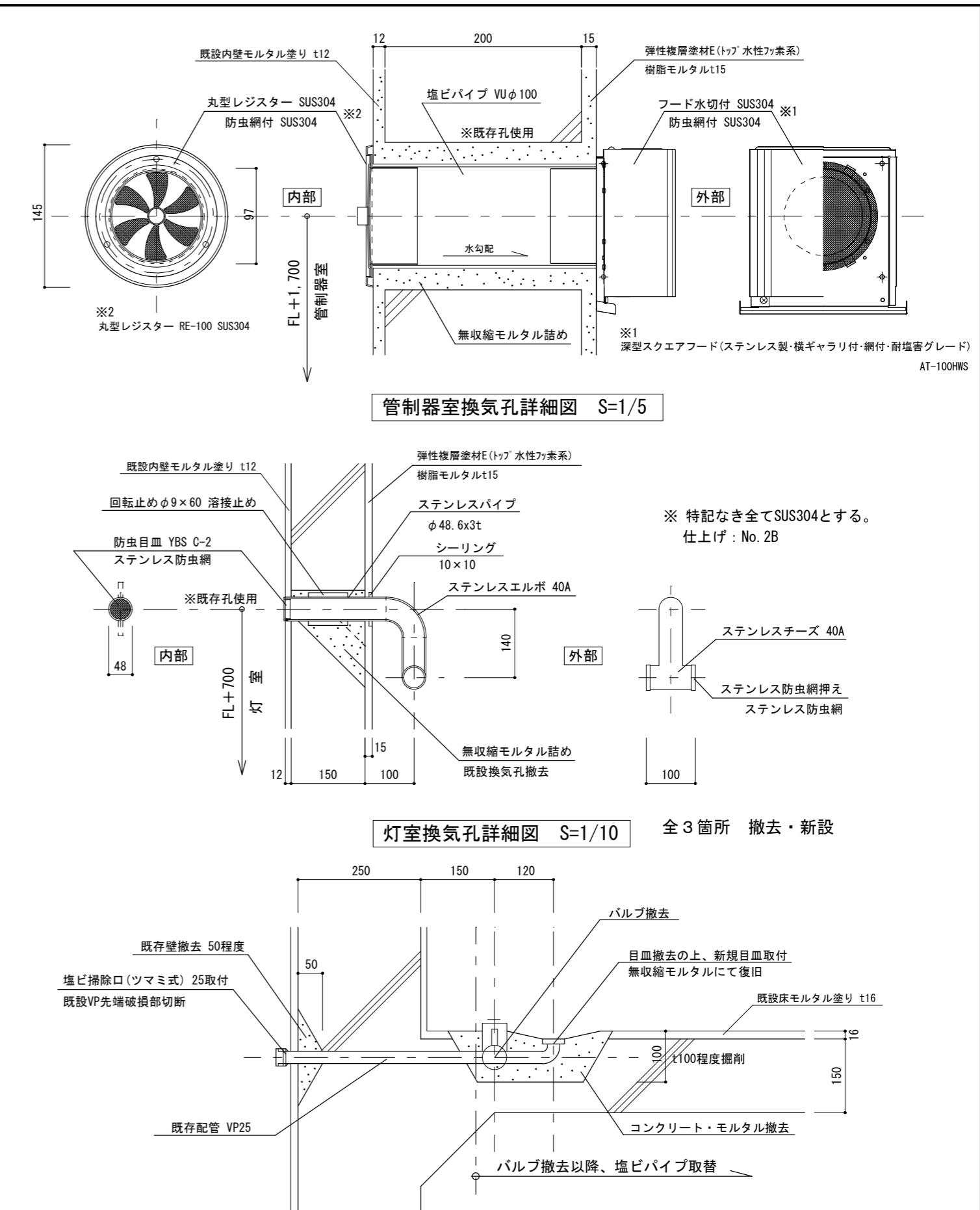
発生する廃材等は、廃棄物処理法等の関係法令に従い適切に運搬及び処分を行う。







改修部断面詳細図 S=1/30

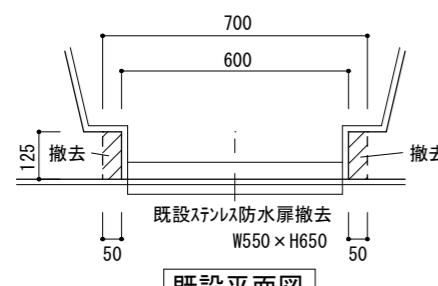
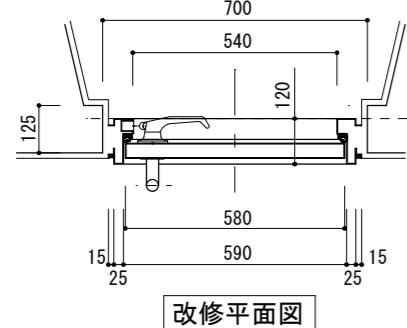
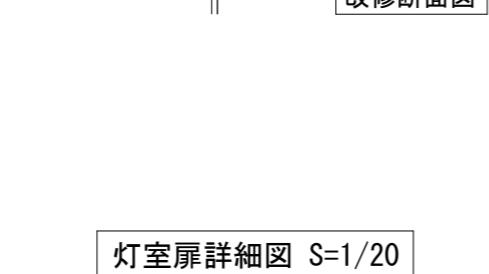
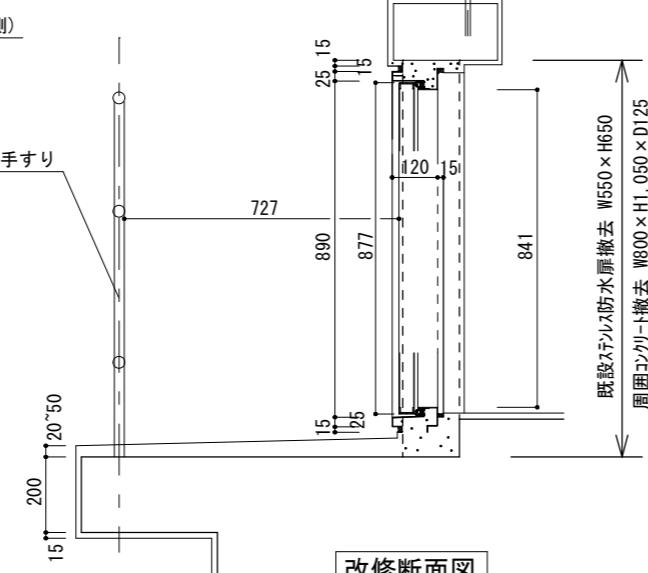
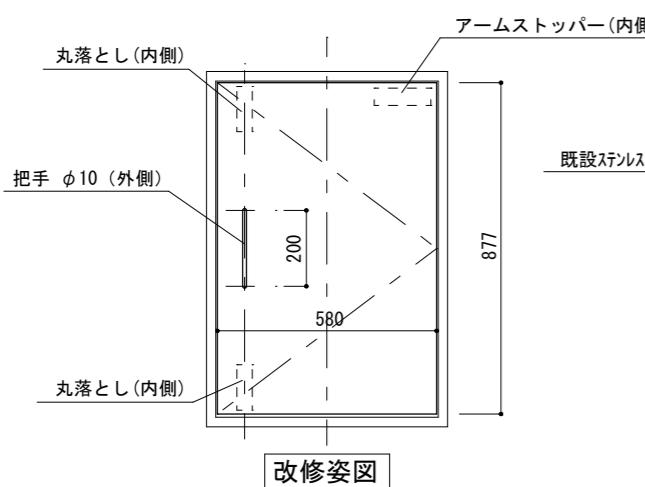


管制器室床排水孔詳細図 S=1/10

令和7年度	工事名称 音稻府岬灯台改良改修工事	図名 改修部詳細断面図・換気孔・排水孔詳細図	縮尺 図示	第一管区海上保安本部 交通部整備課	設計 浦辺	葉数 6	番号 3
-------	----------------------	---------------------------	----------	-------------------	----------	---------	---------

灯室扉	数量	取付場所	曲げ加工
580W×877H	1	音稻府岬灯台 灯室	C角出シ
材質・仕上			扉 SUS304 t=1.5 素地仕上げ AT仕様
枠 SUS304 t=1.5(沓摺2.0) 素地仕上げ ※見込み120			
付 属 金 物 (1ヶ所当り)			
品 名	メー カー	品 番	数 量
グレモンハンドル (片面ハンドル内部側)	シブタニ	H72SX	1s
グレモン ハンドル受	シブタニ	DFB-30SA	1
丁 番	シブタニ	DH-39S-127-2	2
アームストッパー			1
丸落とし			2
把手 (外側)			1

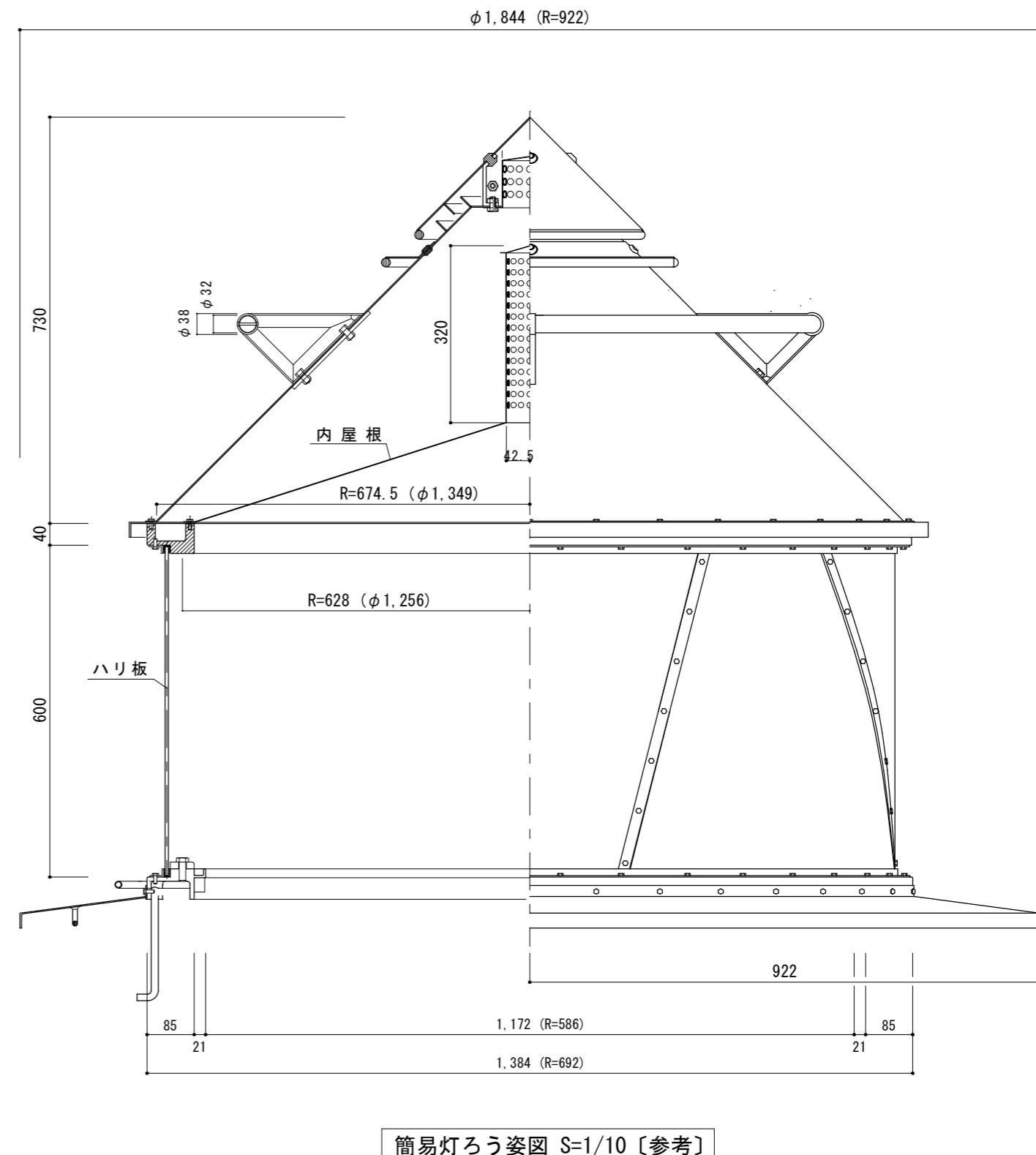
※下地材SUS



灯室扉詳細図 S=1/20

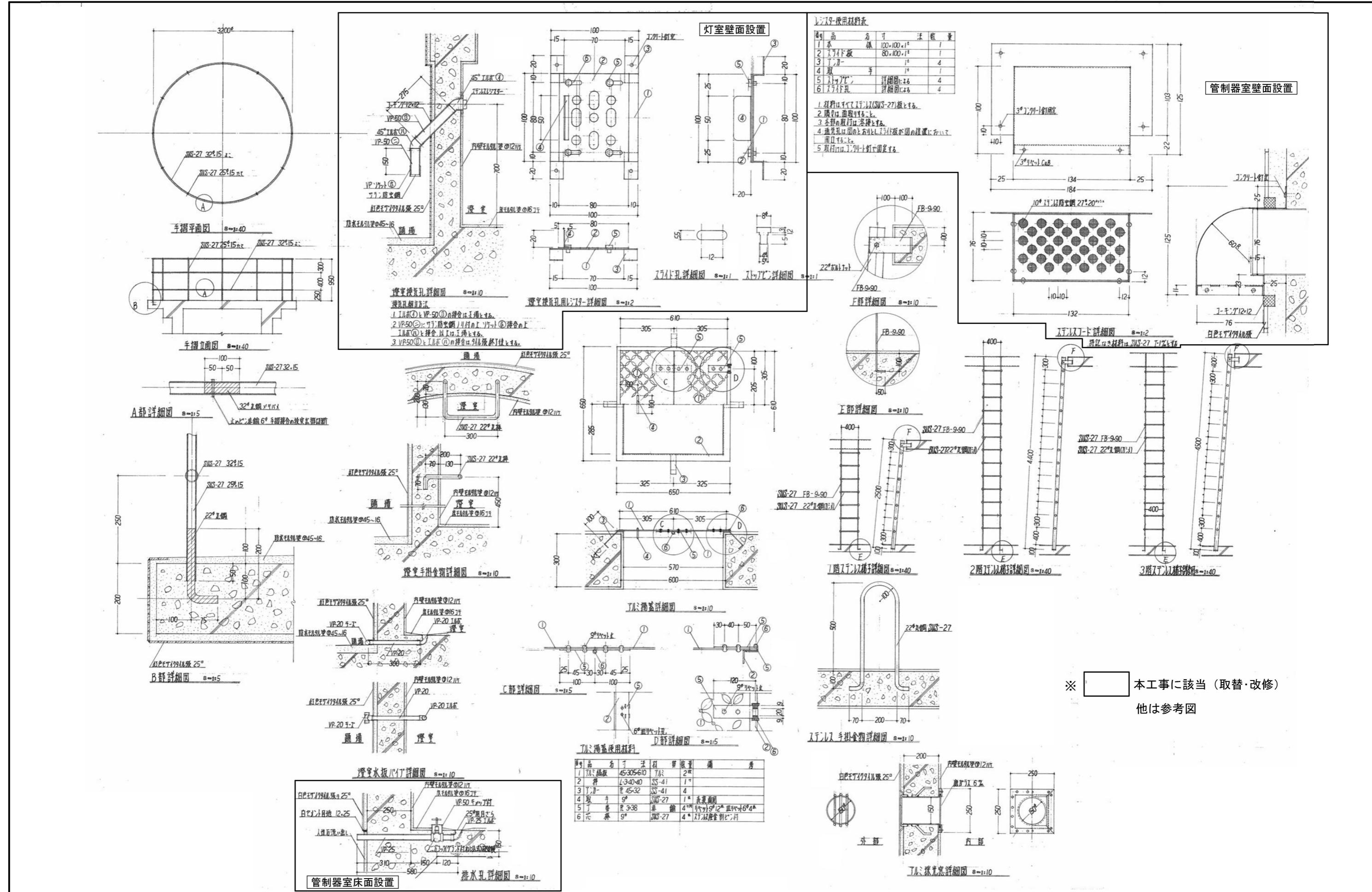
既設/改修灯室扉詳細図・簡易灯ろう姿図

※ 改修内容は改修表 ⑥ による。 (図番 2 / 6)



簡易灯ろう姿図 S=1/10 [参考]

令和7年度	工事名称	図名	縮尺	図示	設計	葉数	番号
	音稻府岬灯台改良改修工事	既設/改修灯室扉詳細図・簡易灯ろう姿図	第一管区海上保安本部 交通部整備課	浦辺	6	4	



令和7年度	工事名称 音羽府岬灯台改良改修工事	図名 既設金物制作図・取付図（昭和47年度新設工事）	縮尺 図示	 第一管区海上保安本部 交通部整備課	設計 浦辺	葉数 6	番号 5
-------	----------------------	-------------------------------	----------	---	----------	---------	---------

